

# 「新型コロナウイルス感染症」に伴う農業経営収入保険の保険料等の納入期限の延長について

## 1 対象者

令和2年7月末日までに保険期間が開始する農業経営収入保険契約を締結する加入者及び加入予定者で、保険料等の支払が困難であることの申出があった者。

なお、今後の状況により、対象となる保険契約を追加することがある。

## 2 納入期限の延長

一括払いの支払期限、分割払いの支払期限を、保険期間を開始する日から起算し、11か月を経過する日を限度とし、下記の支払方法例を参考に農業者の意向を確認し、支払月・支払金額を再設定する。

(支払方法例1) 残っている支払月をそれぞれ3ヵ月後にずらす。(別紙1参照)

(支払方法例2) 残りの支払を、保険期間の開始する日から起算して11か月を経過する日に一括払いする。

(支払方法例3) 保険期間を開始する日から起算し、11か月を経過する日を限度とし自由に設定。(ただし、当初設定した支払回数を超えた支払回数の変更は不可とする。) 変更については、「保険料等収納に係る事務手続き」参照。

なお、基準収入金額の算定等に伴い、保険料等納入期限が保険期間終了日の属する月の翌々月の末日となるもの及び一括支払選択者における保険料等の追徴については、原則として延長の対象とはならない。

## 3 延長手続

### (1) 申出の受付

対象者から、納入期限の延長についての相談を電話連絡等(口頭、メール、書面の「いずれも可」)で受け、保険料等の支払が困難であることの申出があった場合は、業務委託先において別紙2の受付簿を作成する。

### (2) 全国連への報告

業務委託先は受付簿を、電子会議室の「引受その他(質権等)」または「ファイル一時保管システム」にて全国連へ提出する。

※「ファイル一時保管システム」にて全国連へ提出する場合も全国連に通知する。

(3) 口座振替不能への対応（事後の申出）

新型コロナウイルス感染症の影響により、口座振替が不能となり、収入保険の保険料等の支払が困難となった場合においては、業務委託先から振替不能者に対して確認を行い、事後に納入延長の旨の申し出があった場合には、口座振替不能対象月から遡って納入期限を延長とすることとする。

(4) 口座振替停止に係る対象月の提出期限

口座振替日	提出期限
4月27日	4月16日
5月26日	5月15日
6月26日	6月17日

4 根拠規程

令和2年3月30日付け元経営第3261号「新型コロナウイルス感染症に伴う農業保険の対応について」農林水産省経営局（保険課長・保険管理官）及び本会事業規程第25条なお書きの規程に基づき、収入保険の保険料等の支払期限の延長を行うことができることとする。